## 主 文 本件抗告を棄却する。 理 由

本件抗告の要旨は、

「原審判は、抗告人等の本件遺産分割の請求を却下した理由として、「申立人等 (抗告人等)と、その父Aの養父Bとの間の親族関係は、Aの離縁(昭和十七年六 月八日)により消滅したから、抗告人等はB(昭和二十三年二月十三日死亡)の遺 産につき相続権あるものとはいえない」と判示しているのであつて、右判示は、新民法の解釈としては相当と考えられるが、本件は、旧民法時代より新民法時代までの間に生じた事柄であり、旧民法によれば、その第七百三十条第二項が示す如く、養子Aが離縁により養家を去つても、その直系卑属たる抗告人等が養家に留まる限 り、養父Bと抗告人等間の親族関係は消滅しないのであるから、抗告人等は、依然 藤告の孫であり、従つて旧民法上、抗告人等はBの遺産相続人として相続権を有し ているのである。殊に本件においては、抗告人等にBの遺産を相続させるため、A は、離縁に際し、抗告人等を養家に残しておき、養家に対し、殊更従来の労力に対 する報酬を求めなかつたばかりでなく養家の借財約四百円を負うて去つたのであつ て、このような事情にある抗告人等が、新民法の下では、Bとの間の親族関係が消 滅したからといつて、同人の遺産に対し、何等の権利がないということは、旧民法時代に当事者の予期しない変更であり、このような権利の急激な変更は、個人の尊 厳と公共の福祉並びに信義誠実を原則とする新民法のよく忍ぶところではない。 ればこそ、新民法は、その附則第四条に経過的規定を設け、新民法遡及の原則を掲げると共に、その但し書において「旧法及び応急措置法によつて生じた効力を妨げない」と規定しているのであつて、右但し書によれば、抗告人等とBとの間の親族 関係及び抗告人等の相続権は、新民法時代の今日においても、その効力は保護され るものと解すべきであるから、抗告人等のBの遺産に対する本件分割の請求は、正 当というべきであり、これを排斥した原審判は失当たるを免れないと信ずるので、 本件抗告に及ぶ。」というのである。

そうだとすれば、抗告人等は、新民法施行後死亡したBの遺産につき相続権を有しないこと明白であり、従つてBの相続人たる前提の下に、同人の遺産の分割を求める本件請求は失当たるを免れないもので、これを却下した原審判は結局相当であるから、本件抗告を理由なきものとして、これを棄却することとし、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 野田三夫 裁判官 川井立夫 裁判官 天野清治)